

令和6年7月18日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

令和6年(ネ)第10号 損害賠償請求控訴事件

(原審・広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第16号)

口頭弁論終結日 令和6年5月16日

判 決

広島県庄原市三日市町309

控 訴 人 高 野 邦 夫

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 控 訴 人 国

同 代 表 者 法 務 大 臣 小 泉 龍 司

同 指 定 代 理 人 高 野 剛

同 山 本 勝 宏

同 千 同 舞

同 齊 藤 慎 也

同 石 井 秀

同 山 下 峻

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する令和5年3月28日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、裁判官の裁判行為によって、即時抗告権が侵害されたな

どと主張して、被控訴人に対し、民法709条、715条に基づき、慰謝料のうちの一部として10万円及びこれに対する不法行為の後である令和5年3月28日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

## 2 前提事実

令和5年3月20日、広島地方裁判所三次支部において、控訴人を当事者とする同支部令和4年(ワ)第14号事件の第4回口頭弁論期日が行われた。担当裁判官である加藤弾裁判官(以下「本件裁判官」という。)は、同期日において、控訴人による2件の文書提出命令申立てについて、いずれも必要性がないとの理由により、口頭で却下する決定をし、直後に、弁論を終結した(以下「本件裁判行為」という。)(乙3)

## 3 控訴人の主張

本件裁判行為は、民事訴訟法223条7項によって保障された控訴人の即時抗告権を侵害するものであり、民法709条の不法行為に当たる。被控訴人は、同法715条により、損害賠償責任を負う。

控訴人は、本件裁判行為により、筆舌に尽くし難い苦痛を被ったところ、慰謝料の額は10万円を下らない。

## 4 被控訴人の主張

本件裁判行為は、裁判官がした職務上の行為であり、公権力の行使に当たるから、被控訴人が民法上の不法行為責任を負う余地はない。

なお、裁判官がした争訟の裁判について、国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項の適用上違法なものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行なったものと認め得るよう

な特別の事情があることを必要とするところ、控訴人は、本件裁判行為に関し、上記特別の事情を何ら主張していない。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、原判決2頁18行目の末尾に行を改めて次のとおり加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の第3の1のとおりであるから、これを引用する。

「もっとも、控訴人が本件請求は民法709条、715条に基づくものであり国賠法1条1項に基づくものではないと主張していることを踏まえても、同主張は、法律上の意見にすぎず、同項の適用の可能性を直ちに排除するものではない。そこで、同項の適用の有無について検討すると、裁判官がした争訟の裁判について、同項の適用上違法なものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とするところ（最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁）、文書提出命令の申立てを証拠調べの必要性がないとの理由により却下する決定に対しては、証拠調べの必要性があることを理由として独立に即時抗告をすることはできないこと（最高裁平成12年3月10日第一小法廷決定・民集54巻3号1073頁）も踏まえると、争訟の裁判としての性質を有する本件裁判行為について、本件裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、本件裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような特別の事情があるとは認められない。したがって、被控訴人が同項に基づく責任を負うとも解されない。」

- 2 控訴人の原審及び当審における主張は、いずれも前記1の判断を左右するものではない。
- 3 よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がな

いから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 河 田 泰 常

裁判官 中 村 仁 子

裁判官 伊 藤 拓 也

これは正本である。

令和6年7月18日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 井上真里

